

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区単(区単本) 区補助運用 | 算定基準 |
|------|---|---------------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|-------------------------------------|---|
| 千代田区 | 子代田区心身障害者通 所訓練事業(1990年) | 保健福祉部 生活福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 事業所 | なし | 5,441 (5,441) | 1 (1) | 【運営費】 ・職員2人 利用者8人 週5日 基準年額 5,317千円 【運営費その他】 ・行事費:103千円 ・設備管理費:11千円 ・賠償保険補助:10千円 |
| | 単独の補助金制度はなし | 保健所 健康推進課 | 精神障害者 | | | | | |
| 中央区 | 単独の補助金制度はなし | 福祉課 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| | 中央区精神障害者共同 作業所通所訓練事業運 営費等補助金交付要綱 (1990年) | 保健衛生部 健康推進課 | 精神障害者 | 家族会 | なし | 20,303 (19,887) | 1 (1) | 【運営費】 (1) 都基準に準ずる ・相談員加算:850千円(Aランク施設のみ) 【運営費その他】 ・賠償保険補助:必要額 ・設備管理費:指導員及び通所者1名につき 年額 1,030円 嚙耗歴 28.4千円×12回 ・行事費:200千円 ・利用者交通費:家数 ・受注開拓費:32,200円 ・開設準備費:区長が必要と認められた額 |
| 港区 | 港区心身障害者(児)通 所訓練事業運営費補助 金交付要綱(1981年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 82,209 (42,400) | 4 (3) | 【運営費】 ・A 利用者8~10人 週5日以上 1人あたり 月額 105,283円 ・B 利用者11人以上 週5日以上 1人あたり 月額 96,698円 ・重度加算:重度者が4人以上 1人あたり 月額 21,258円 【運営費その他】 ・開設準備経費:515千円 ・賠償責任保険:12,870円 |
| | 港区精神障害者共同作 業所通所訓練事業運営 費等補助金交付要綱 (1993年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 22,982 (23,116) | 1 (1) | 【運営費】 (1) ・A 利用者15人以上 職員3人以上 週5日以上 年額 18,500千円 ・B 利用者10人以上 職員2人以上 週5日以上 年額 12,200千円 ・C 利用者6人以上 職員1人以上 週5日以上 年額 6,200千円 ・相談員加算:884,900円(Aランクで年間利用3,800人以上) 【運営費その他】 ・利用者交通費:1か月定期代実費 ・行事費:103千円 ・設備管理費:利用者+職員1人あたり 2,000円(別途新旧対照表参照) ・賠償保険補助:11,700円 ・施設借上費、開設準備費:区長が必要と認められた額 ・指導員研修費:40千円 ・受注開拓費:32,200円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (算年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | | 算定基準 |
|------|---|----------------------------|----------------|-----------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|----------|---|
| | | | | | | | 区民(設置数) | 民間(設置数) | |
| 新宿区 | 新宿区心身障害者(児)通 所訓練事業運営助成要 綱(1982年) | 福祉部 障害者 福祉課 福祉推進係 | 知的障害者 身体障害者 | すべて 小規模 通所授産施設 へ移行 | なし | 0 (44,470) | 0 (2) | 0 (2) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人以上 年額12,080千円 ・B 職員2人 利用者8人以上 年額8,052千円 ・重度加算:1人年額130千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:定期代から心身障害者交通機関割引等優遇措置による割引額を控除した実費 ・行事費:103千円 ・健康管理費:利用者十職員 1人あたり1,030円(年額) ・賠償責任補助:30人まで 12,870円, 31人以上 17,050円 ・家賃補助:年額 8,000千円(限年度) ・受注開拓費:35,500千円 |
| | | | | | | | | | |
| 文京区 | 文京区心身障害者(児)通 所訓練事業実施要綱 (1981年) | 福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 22,401 (21,880) | 4 (4) | 4 (4) | 【運営費】 〈通所訓練〉 A 年間利用数 2,200人以上 職員3人 週6日開所 年額 11,895千円 B 年間利用数 1,500人以上 職員2人 週3~4日開所 年額 7,337千円 C 年間利用数 750人以上 職員2人 週2~4日開所 年額 5,317千円 D 年間利用数 450人以上 職員1人 週2~4日開所 年額 3,088千円 〈通所授産〉 A 年間利用数 2,800人以上 職員3人 週6日開所 年額 12,222千円 B 年間利用数 1,500人以上 職員2人 週3~4日開所 年額 7,337千円 ・重度加算:利用者8人以上が重度者の場合 A 1カ所年額850千円 B 1カ所年額550千円 【運営費その他】 〈通所訓練および通所授産〉 ・開設準備費:515千円 ・行事費:103千円 ・健康管理費:1人1,030円 ・賠償保険加入費:30人以下 12,870円, 31人以上 17,050円 〈通所授産のみ〉・受注開拓費:32,200円 ・通所交通費:実費 ・家賃:1,500千円(限年度) |
| | | | | | | | | | |
| 台東区 | 台東区精神障害者共同 作業所通所訓練事業運 営費等補助金交付要綱 (1987年) | 保健衛生部 保健予防課 予防係 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 80,215 (77,898) | 4 (4) | 4 (4) | 【運営費】 ・都基準に準ずる |
| | | | | | | | | | |
| 台東区 | 台東区知的障害者医療 指導事業補助要綱(1995 年) | 保健福祉部 障害者福祉課 | 知的障害者 | 作業所 | なし | 85,888 (83,211) | 1 (1) | 1 (1) | 【運営費】 ・予算に応じて定める。 |
| | | | | | | | | | |
| 台東区 | 台東区心身障害者(児)通 所訓練事業費補助要綱 (1985年) | 福祉部 保健 | 知的障害者 身体障害者 | 作業所 | なし | 1,585 (1,585) | 1 (1) | 1 (1) | 【運営費】 ・都基準に準ずる |
| | | | | | | | | | |
| 台東区 | 台東区精神障害者共同 作業所通所訓練事業等 補助金交付要綱(1988 年) | 福祉部 保健 サービス課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 77,212 (76,822) | 1 (1) | 1 (1) | 【運営費】 ・都基準に準ずる |
| | | | | | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 募集名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算実績) 単位:千円 | 対象作業所数 (前年度決算実績) | 区別別通所 数 | 算定基準 |
|------|--|------------------------------|----------------|--------------|----------------|--------------------------------|---------------------|------------|---|
| 墨田区 | 墨田区心身障害者(者)通 所訓練事業運営補助金 交付要綱(1971年) | 福祉保健部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 通所訓練所 | なし | 165,858 (157,768) | 4 (4) | 4 (4) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費:有資格者 時間単価 1,035円/無資格者 時間単価 935円 【運営費その他】 ・施設費:賃借料 2,100千円(限度額)、維持補修費(額決定後支出) ・事務用品費:月額 14,600円・通信費:月額 1,200円・光熱水費:月額 7,900円 ・職員研修費:1人年額21,330円・健康管理費:1人年額1,250円 ・遊具等購入費:6,900円・行事費:年額13,800円 ・利用者給食費:1人あたり1食単価222円(週5日開所の作業所のみ) ・利用者交通費:実費 ・賠償責任保険加入費:12千円 ・空注開拓費:35千円 |
| 墨田区 | 墨田区精神障害者社会 復帰訓練事業運営補助 金交付要綱(1982年) (本要綱により、小規模作業 所、小規模通所療育施設の 補助を行っている) | 福祉保健部 保健衛生 担当 保健計画課 | 精神障害者 | 運営団体 | なし | 102,825 (112,276) | 5 (6) | 5 (6) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 週5日以上 職員3人以上 通所者15人以上 年間延べ訓練人数 2,750人以上 ・B 週5日以上 職員2人以上 通所者10人以上 年間延べ訓練人数 1,850人以上 ・C 週5日以上 職員1人以上 通所者8人以上 年間延べ訓練人数 950人以上 ・人件費:専任指導員 時間単価 1,458円 × 2,496時間 × 人数 補助職員 時間単価 1,358円 × 2,496時間 × 人数 *2,496時間=8時間×週6日×52週。 ・相談員加算:年額 928千円 【運営費その他】 ※前年度Aランク、年間延べ訓練人員実績3,700人以上、 当年度4月1日現在の通所者数20人以上のAランク作業所が対象 ・通所者処遇費:8,500円 × (4月1日現在の通所者数+専任指導員数+補助職員数) ・健康管理費:2千円 × (4月1日現在の通所者数+専任指導員数+補助職員数) ・施設維持費:(1)営繕費 年額300千円 (2)ごみ処理費 A 年額30千円、B 年額22千円 (3)施設設備償還責任保険加入料:実支出額(ただし、予算の範囲内) (4)自動車維持費(自賠責保険料、車検料等):実支出額(ただし、予算の範囲内) (5)防災用品整備費 20千円 ・通勤交通費・研修旅費:月額9千円(専任指導員数+補助職員数)・昼食費:1人1食につき 225円 ・交通費:実費 ・空注対策費:年額 32,200円(区の補助開始年度除く) ・社会保険料・労働保険料:実支出額(ただし、予算の範囲内) ・損害賠償責任保険:年額 3千円 × (4月1日現在の通所者数+生活保護を受給している通所者数) ・事務費:(1)事務用品費 年額 50千円、(2)通信費 月額 8,500円、(3)光熱水費 月額 32千円 ・施設借上費:実支出額(ただし、予算の範囲内) ・初年度備品費:実支出額(限度額 515千円、区の補助開始年度のみ) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | | 算定基準 |
|------|--|---------------------|----------------|-------------|----------------|------------------------------|--------------------|-------|--|
| | | | | | | | 区単(加算数) | 区補助箇所 | |
| 江東区 | 江東区心身障害者通所 投度事業実施要綱(1983 年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 179,249 (185,173) | 9 | (9) | 【運営費】 ・A 利用者15人 毎日開所 年額 12,113千円 ・B 利用者8人 毎日開所 年額 7,345千円 ・年度加算:8人以上 A 年額850千円 B 年額550千円 ・人数加算:ラック数が棟数の該当の場合(補助率2/3) 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・行事費:103千円 ・健康管理費:1,030千円 ・家賃補助:実費の9割補助(年額6,000千円限度) ・賠償保険補助:利用者30人未満 12千円、30人以上 10千円 【運営費】 ・都基準に準じた上で、区独自に積算して加算補助 |
| | | | | | | | 3 | (3) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人 週5日 年額17,332千円 ・B 職員2人 利用者10人 週5日 年額11,433千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 年額7,317千円 ・相談員加算:928千円(年間定べ利用人数が3,700人でAランクのみ) 【運営費その他】 ・行事費:103千円 ・健康管理費:利用者+職員 1人2千円 ・保険加入費:11,700円 ・受注開拓費:32,200円 ・開設準備費:515千円 ・家賃助成:家賃月額(月額上限500千円)×補助実施月数×1/2 ・家賃助成:家賃月額(月額上限500千円)×補助実施月数×1/2 【運営費】 ・事務員および指導員人件費(2人分):年額10,427千円 ・運営費:年額4,058千円 |
| | | | | | | | 7 | (7) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人 週5日 年額17,332千円 ・B 職員2人 利用者10人 週5日 年額11,433千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 年額7,317千円 ・相談員加算:928千円(年間定べ利用人数が3,700人でAランクのみ) 【運営費その他】 ・行事費:103千円 ・健康管理費:利用者+職員 1人2千円 ・保険加入費:11,700円 ・受注開拓費:32,200円 ・開設準備費:515千円 ・家賃助成:家賃月額(月額上限500千円)×補助実施月数×1/2 ・家賃助成:家賃月額(月額上限500千円)×補助実施月数×1/2 【運営費】 ・事務員および指導員人件費(2人分):年額10,427千円 ・運営費:年額4,058千円 |
| 品川区 | (社通)品川区社会福祉 協議会補助金交付要綱 (1985年) | 福祉事業部 障害者福祉 課 | 身体障害者 知的障害者 | 社会福祉 協議会 | なし | 14,485 (10,427) | 1 | (1) | 【運営費】 ・事務員および指導員人件費(2人分):年額10,427千円 ・運営費:年額4,058千円 |
| | | | | | | | 3 | (3) | 【運営費】 ・職員3人 利用者25人 年額 12,726千円 ・相談員加算:910千円 【運営費その他】 ・光熱水費:700千円 ・事務費:390千円 ・小修繕費:200千円 ・行事費:400千円 ・家賃・管理費:月額 337千円(かかもめ第2工房)、306千円(かかもめ第3工房) ・健康管理費:122千円 ・交通費:実費 |
| 品川区 | 品川区精神障害者共同 作業所運営費補助金交 付要綱(1986年) | 保健高齢 事業部 健康課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 59,365 (58,061) | 3 | (3) | 【運営費】 ・職員3人 利用者25人 年額 12,726千円 ・相談員加算:910千円 【運営費その他】 ・光熱水費:700千円 ・事務費:390千円 ・小修繕費:200千円 ・行事費:400千円 ・家賃・管理費:月額 337千円(かかもめ第2工房)、306千円(かかもめ第3工房) ・健康管理費:122千円 ・交通費:実費 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | | 算定基準 |
|------|---|----------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|--------------------|----------|--|
| | | | | | | | 市区(団体会) | 計 | |
| 目黒区 | 目黒区心身障害者・児通 所施設運営費事業補助金 交付要綱(1987年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 45,166 (47,931) | 1 (1) | 1 (1) | 【運営費】 ・利用者11人以上 1人月額96,698円 ・重度加算:4人以上の作業所 1人月額21,238円 ・賠償責任保険料・利用者30人以下 12,870円 【運営費その他】 ・心身障害者授産事業交通費:実費 ※区補助適用作業所には、以下により補助 【運営費】 ・月額20千円×利用者数 ・重度加算:重度者2人以上5人まで非常勤職員1人加算 ・人件費補助額(授産事業) 補助算定職員数=利用者÷7.5(小数点以下切り上げ) 補助算定職員数のうち1施設2人まで常勤職員分補助 補助算定職員数が1施設3人以上の場合は、2人を超える部分は非常勤職員分補助 【運営費その他】 ・施設管理費:家賃及び施設借上経費(上限:家賃2カ月分) 上限設定基準 1㎡あたり2,000円×1人あたり面積14.6㎡×利用者数 ・交通費:実費 【運営費】※人件費・運営経費は固定額・施設借上費は個別 (2) ・A 職員3人以上 利用者15人以上 年額 25,382,340円 ・B 職員2人以上 利用者10人以上 年額 16,921,560円 ・C 職員1人以上 利用者6人以上 年額 9,141,480円 2. 相対員加算:926千円(日額15,900円) (2) 【運営費その他】 ・行専費:103千円 ・健康管理費:職員及び利用者1人あたり年額2千円 ・保険加入料:11,700円 ・安注開拓費:32,200円 ・開設準備費:515千円 ・交通費:実費 |
| | 目黒区精神障害者共同 作業所及び精神障害者小 規模通所授産施設運営 費等補助金交付要綱 (1986年) | 健康福祉部 健康推進課 | 精神障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 51,799 (51,845) | | | 【運営費】※人件費・運営経費は固定額・施設借上費は個別 (2) ・A 職員3人以上 利用者15人以上 年額 25,382,340円 ・B 職員2人以上 利用者10人以上 年額 16,921,560円 ・C 職員1人以上 利用者6人以上 年額 9,141,480円 2. 相対員加算:926千円(日額15,900円) (2) 【運営費その他】 ・行専費:103千円 ・健康管理費:職員及び利用者1人あたり年額2千円 ・保険加入料:11,700円 ・安注開拓費:32,200円 ・開設準備費:515千円 ・交通費:実費 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区属(非区属) | 算定基準 |
|------|--|--------------|----------------|-------------|----------------|------------------------------|-------------------------------|--|
| | | | | | | | | |
| 大田区 | 大田区心身障害者(者)通 所訓練通所障害者 職業訓練 運営補助金交付要綱 (1981年) | 保健課 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 社会福祉 協議会 | なし | 通所訓練 59,142 (51,583) | 7 (1) | 【運営費】 ＜通所訓練＞ ・A 職員2～3人 利用者10人 毎日開所 年額11,695千円＋利用者1人あたり 月額35千円 ・B 職員2～3人 利用者10人 週5日 年額7,337千円＋利用者1人あたり 月額35千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 年額5,317千円＋利用者1人あたり 月額35千円 ・D 職員1人 利用者6人 週2～4日 年額3,086千円＋利用者1人あたり 月額35千円 ＜通所授産＞ ・A 職員2～3人 利用者10人 毎日開所 年額12,222千円 ・B 職員2～3人 利用者10人 週5日 年額7,337千円 ・重度加算:1人あたり月額35千円 ・Aランク施設加算:Aで利用者20人以上 年額1,500千円 【運営費その他】(通所訓練・通所授産共通) ・行草費:103千円 ・健康管理費:職員＋利用者1人あたり 2千円 ・開設準備費:515千円 ・賠償責任保険補助:12,870円 ・家賃補助:家賃(Aは250千円、他は200千円限度) ・企業実習補助:6カ月以内 月額10千円 ・被服費:1人あたり隔年 8,895円 ・特別雇用奨励金:事業主に1人あたり月額5千円(24カ月以内限度) ・利用者交通費:実費 ・受注開拓費:32,200円(通所授産のみ) |
| | | | | | | 通所授産 54,838 (51,608) | 5 2 | 【運営費】 11 (1) |
| | 大田区精神障害者共同 作業所通所訓練職業運 営費等補助金交付要綱 (1983年) | 保健所 健康福祉課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 319,395 (317,708) | 1 (1) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人 週5日 17,332千円＋利用者1人あたり 月額30千円 ・B 職員2人 利用者10人 週5日 11,433千円＋利用者1人あたり 月額30千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 7,317千円＋利用者1人あたり 月額30千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・行草費:103千円 ・開設準備費:515千円 ・健康管理費:職員＋利用者1人あたり 2千円 ・賠償責任保険補助:11,700円 ・受注開拓費:32,200円 ・更新料:実費(家賃及び駐車場借上費) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 特別区分名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主幹部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区単位(確定) 市町村別 | 算定基準 |
|-------|---|----------------------------|----------------|------|----------------|------------------------------|------------------------------------|---|
| 世田谷区 | 世田谷区心身障害児 (者)通所サービス事業通 営費補助金交付要綱 (1996年) | 在宅 サービス部 施設 サービス課 | 身体障害者 知的障害者 | 運営団体 | なし | 55,752 (55,121) | 6 (6) | <p>【運営費】</p> <p><通所訓練事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 週6日 利用者10人以上 年額11,448千円 週5日 利用者12人以上 年額11,448千円 ・B 週5日 利用者9人以上 年額7,176千円 ・C 週5日 利用者6人以上 年額5,208千円 ・重度加算:8人以上 A年額 850千円、B年額 550千円 【運営費その他】 ・行事費:103千円 ・賠償責任保険加入費:30人以下 12,870円、31人以上 17,050円 ・健康管理費:最低基準職員+利用者1人あたり 1,030円 ・施設借上費加算(一定の要件を満たす場合のみ):A 360千円 B 240千円 C 120千円 【運営費以外の補助】 ・初年度備品費:515千円 <デザイナーズ事業> 【運営費】 ・I 週5日以上 利用者10人以上 年額7,176千円 週3~4日 利用者15人以上 年額7,176千円 ・II 週5~6日 利用者6人以上 年額5,208千円 週2~4日 利用者10人以上 年額5,208千円 ・III 週2~4日 利用者6人以上 年額3,024千円 ・重度加算:利用者8人以上 I 550千円 ・リンク 週6日以上 利用者10人以上 年間延利用9千人以上と認められる場合、720千円加算 【運営費その他】 ・行事費:103千円 ・賠償責任保険加入費:30人以下 12,870円、31人以上 17,050円 ・健康管理費:最低基準職員+利用者1人あたり 1,030円 ・施設借上費加算(一定の要件を満たす場合のみ):I 240千円、II 120千円、III 60千円 ・初年度備品費:515千円 |
| 世田谷区 | 世田谷区重度心身障害 (児)通所更生訓練算 業補助金交付要綱(1995 年) | | | | なし | 88,594 (85,358) | 2 (2) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額1,200千円+151,250円×利用者数 【運営費その他】 ・賠償保険補助:11千円 ・家賃補助:区の行政財産を無償で貸与 ・健康管理費、施設整備費、設備整備費、光熱水費などは、2施設個別に算定して交付額を算出している。 |
| 世田谷区 | 世田谷区民営福祉作業 所運営算業補助金交付 要綱(1976年) | | 知的障害者 | 作業所 | なし | 193,168 (180,347) | 1 (1) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者9~26人(利用者:職員=7.5:1)週5日 年額 832,700円+月額 5,146円×補助対象人数 ・人件費:A 利用者 8~10人 94,900円×補助対象人数 B 利用者11~19人 87,139円×補助対象人数 C 利用者20~30人 87,139円×19+73,051円×(補助対象人数-19) ・重度加算:4人以上 月額21,258円×加算対象人数 ・嘱託医雇用経費:月額 47,700円 ・看護師雇用経費:月額 11千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・賠償責任保険加入費:12,870円 ・利用者給食費:1人1食 270円 ・家賃補助:実費 ・維持基本経費:実費 ・施設整備費(開設・移転経費):区長の認められた額 |
| 世田谷区 | 世田谷区精神障害者通 所訓練算業運営費補助 金交付要綱(1986年) | | 精神障害者 | 作業所 | なし | 387,826 (450,475) | 19 (21) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 職員3人 利用者15人 週5日 17,332千円(有償借上)、16,564千円(自己所有) ・B 職員2人 利用者10人 週5日 11,433千円(有償借上)、10,905千円(自己所有) ・C 職員1人 利用者6人 週5日 7,317千円(有償借上)、6,981千円(自己所有) ・相談員加算:Aで訓練実績が3,700人以上 年額 928千円、それ以外 年額 405千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・行事費:103千円 ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・保険加入料:11,700円 ・施設借上費:A 実費×12~768千円 B 実費×12~528千円 C 実費×12~336千円 ・学食費:1人1食 270円 ・夜注開拓費:32,200円 ・移転費:400千円(限度額) ・開設準備費:515千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主官部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区別(種別数) 新規助成数 | 算定基準 |
|------|--|-------------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|-------------------------------------|--|
| 渋谷区 | 渋谷区心身障害者(児)民 営授産訓練事業助成要 綱(1984年) | 福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 229,466 (218,126) | 2 (2) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 利用者6~10人 月額96,823円 ・B 利用者11人以上 月額88,058円 ・専業費: 月額 8,640円 ・重度加算: 1人あたり月額 48,787円 <p>【運営費その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者交通費: 1人あたり月額 6千円 ・家賃補助: 利用者1人あたり月額54千円(限度額) ・施設借上費: 初期確保費 利用者1人につき900千円を乗じた額、 1人あたり面積が9㎡に満たない場合、当該面積に100千円を乗じた額。 移転費: 初期確保費に準ずる 契約更新費: 3カ月分 ・賠償責任補助: 年間17,050円 ・施設整備費: 1,400千円 |
| | 渋谷区民営障害児(者)予 イサーピス事業助成要綱 (1981年) | | | | | 18,789 (18,954) | 2 (2) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 利用者6人以上 週5日 年間7,587千円 利用者15人以上 週3日 年間7,587千円 ・B 利用者8人以上 週4日 年間5,433千円 利用者10人以上 週2日 年間5,433千円 ・C 利用者6人以上 週2日 年間3,222千円 ・重度加算: 1人あたり月額 48,787円 <p>【運営費その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設借上費: 初期確保費 利用者1人につき900千円を乗じた額。 1人あたり面積が9㎡に満たない場合、当該面積に100千円を乗じた額。 移転費: 初期確保費に準ずる 契約更新費: 3カ月分 ・施設費資料(週5日、利用者6人以上に限る): 1人あたり 38千円(限度額) ・施設整備費: 1,000千円(週5日、利用者6人以上に該当しない場合は400千円) |
| | 渋谷区精神障害者通所 訓練事業運営費等補助 金交付要綱(1989年) | 保健所 地域保健課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 70,428 (58,182) | 4 (3) | <p>【運営費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 指導員3人以上 通所者15人以上 週5日 年間16,564千円 ・B 指導員2人以上 通所者10人以上 週5日 年間10,905千円 ・C 指導員1人以上 通所者8人以上 週5日 年間6,981千円 <p>【運営費その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行専費 通所者1人20千円 ・保険加入費 通所者1人3千円 ・生活訓練費 通所者1人35千円 ・健康管理費 指導員+通所者1人3千円 ・受注開拓費 60千円 ・施設借上費 家賃(上限A-5,400千円、B-3,800千円、C-2,300千円) ・交通費 家賃(上限 900千円) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 事業者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象事業所数 (前年度決算額) | | 算定基準 |
|------|---|-----------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|--------------------|------------|--|
| | | | | | | | 1 (5) | 2 (2) | |
| 中野区 | 中野区民営福祉作業所 運営に係る補助金交付要 綱(1980年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 31,084 (86,168) | 1 (5) | 1 (5) | 【運営費】 ・身体障害者授産施設、知的障害者授産施設の職員配置に応じた人件費を補助 ・重度加算:4人以上 1人あたり 月額 21,258円 【運営費以外の補助】 ・利用者交通費:実費 ・家賃補助:実費 ・賠償保険補助:12,870円 ・行草費:103千円+1人あたり 4,880円 ・健康管理費:1人あたり 4,030円 ・給食費:1人1食 300円 ・受注開拓費:32,200円 ・施設整備費:680円/㎡ ・予算対応 ・設備整備費(光熱水費):予算対応 ・研修補助:研修バス代 1か所あたり 220千円 ・宿泊訓練費:1人あたり 8,800円 |
| | 中野区精神障害回復者 社会復帰訓練事業補助 金交付要綱(1981年) | | 精神障害者 | 作業所 | 補助基準改定 | 105,842 (82,312) | 4 (4) | 4 (4) | 【運営費】 ・人件費:都基準に準じる 【運営費その他】 ・利用者交通費:前年度実績(見合い) ・総合保険料補助:1人あたり4千円 ・健康管理費:1人月額4,853円 ・行草費:1人月額1,940円 ・相模原費:680円/㎡ ・消耗品等雑費:248,399円 ・家賃補助:実費 ・受注開拓費:32,200円 ・光熱水道費:1割増 ・保険加入料:11,700円 ・給食費:前年度実績(見合い) |
| 杉並区 | 杉並区心身障害者通所 訓練・授産事業等運営費 補助金交付要綱(1981 年) (本要綱により、小規模作業 所、小規模通所授産施設の 補助を行っている) | 保健福祉部 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 290,818 (264,811) | 5 (10) | 4 (4) | 【運営費】 ・基本経費:週5日以上 通所者8人以上 年間延利用人員1,500人以上 1人月額86,450円 ・重度加算:通所者8人以上 重度者8人以上 年間550千円 ・通所者15人以上 重度者8人以上 年間850千円 ・地域サイバー・ビス事業 ・基本経費 ・基準Ⅰ 週5日通所者6人以上/週3日以上 通所者15人以上で年間延利用人員1,500人以上 年間7,587千円 ・基準Ⅱ 週4日通所者6人以上/週2日以上 通所者10人以上で年間延利用人員750人以上 年間5,433千円 ・基準Ⅲ 週2~3日通所者6人以上で年間延利用人員450人以上 年間3,222千円 【運営費その他】※通所訓練・授産事業および地域サイバー・ビス事業共通 ・開設準備費:515千円 ・施設整備費:予算の範囲内 ・調整費:制度改正後と改正前の差額 【運営費その他】 ・通所者交通費:定期代から心身障害者交通機関割引等優遇措置による割引額を控除した額 ・社会福祉法人等による送迎:1人月額1,900円 ・給食費:1食 400円 【運営費その他】 ・研修費:予算の範囲内 |
| | 杉並区心身障害者通所 訓練・授産事業に係る通 所者交通費等助成要綱 (1992年) | | | | 基準額改定 | | | | |
| | 杉並区心身障害者通所 訓練・授産事業研修費助 成要綱(1993年) | | | | なし | | | | |
| | 杉並区児童福祉部若年 作業所通所訓練事業運 営費等助成要綱(1984 年) | | 精神障害者 | 作業所 | なし | 291,130 (286,926) | 14 (14) | 14 (14) | 【運営費】 ・A 指導員3人以上 通所者15人以上 週5日以上 年間延訓練人員2,750人以上 年間16,564千円 ・B 指導員2人以上 通所者10人以上 週5日以上 年間延訓練人員1,850人以上 年間10,905千円 ・C 指導員1人以上 通所者6人以上 週5日以上 年間延訓練人員 850人以上 年間 6,981千円 ・相談員加算:926千円 【運営費その他】 ・交通費:実費 ・受注開拓費:32,200円 ・行草費:103千円 ・健康管理費:通所者+最低基準指導員1人あたり 2千円 ・開設準備費:515千円 ・保険加入料:11,700円 ・施設整備費:施設借上費 5,000千円 初年度開弁費 3,000千円 工事費 6,000千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算額) 区別(限員数) | 算定基準 |
|------|---|------------------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|---------------------------------------|--|
| 豊島区 | 豊島区民間心身障害児 (者)通所施設運営費補 助金交付要綱(1981年) | 保健福祉部 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 75,215 (73,803) | 4 (4) | 【運営費】 ・A 利用者15人 週5日 年額 17,406千円 ・B 利用者9人 週5日 年額 11,389千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・賠償保険補助:12千円 ・障害保険料:3千円×通所人数×2/3 ・家賃補助:実費の2/3補助(2160千円限度) ・駐車場:180千円 ・社会保険料:実費の2/3補助(A 900千円, B 600千円限度) ・光熱水費:実費の2/3補助(500千円限度) |
| | 豊島区精神障害者共同 作業所通所施設運営費補 助金交付要綱(1982年) | 保健福祉部 地域保健課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 227,802 (221,830) | 11 (11) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人 週5日 年額 17,332千円 ・B 職員2人 利用者10人 週5日 年額 11,433千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 年額 7,317千円 ・相談員加算:926千円 【運営費その他】 ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・保険加入料:11,700円 ・受注開拓費:32,200円 ・開設準備費:515千円 ・行事費:A 700千円 B・C 500千円 ・交通費:実費 ・施設借上費:実費の2/3-都基準額 ・社会保険料:実費の2/3(A 900千円, B 800千円, C 300千円限度) ・障害保険料:職員+利用者1人あたり年額 3千円×2/3 ・駐車場料金:月額 15千円 ・周年行事特別加算費:100千円 ・産休代替確保:6,300円×20日×4カ月 |
| 北区 | 北区知的障害者授産事 業運営費補助金交付要 綱(1995年) | 健康福祉部 障害者福祉 センター | 知的障害者 | 作業所 | なし | 198,741 (178,486) | 1 (1) +小規模 通所施設で 3 (3) | 5【運営費】 ・利用者1人あたり月額 98,698円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・賠償保険補助:12,870円 ・家賃補助:実費 |
| | 北区障害者共同作 業所通所施設運営 費補助金交付要綱 (1984年) | 保健福祉部 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所 | 要綱改定 | 128,954 (124,102) | 6 (6) | 【運営費】 ・A 職員3人以上 利用者15人以上 年額 17,332千円 ・B 職員2人以上 利用者10人以上 年額 11,433千円 ・C 職員1人以上 利用者6人以上 年額 7,317千円 ・相談員加算:926千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:1カ月の定期乗車券の額・行事費:103千円 ・健康管理費:指導員、利用者1人あたり2千円・賠償保険補助:11,700円・受注開拓費:32,200円 ・施設借上費 A家賃月額(実費)×12月-788千円 B家賃月額(実費)×12月-528千円 C家賃月額(実費)×12月-336千円 ※補助上限は月額200千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算実績) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区単(区費) 市町特別利用 | 算定基準 | | |
|------|---|---------------------|-----------------------|------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|
| | | | | | | | | 5 【運営費】 (5) ・都基準に準ずる | 【運営費】 ・都基準に準ずる | |
| 荒川区 | 荒川区心身障害者通所 授産事業運営費補助金 交付要綱(2000年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 (児) | 作業所 | 利用者数に よる単価制へ | 91,812 (88,213) | 5 (5) | 【運営費】 ・都基準に準ずる | | |
| | 荒川区心身障害者(省) 通所訓練事業運営費補助 金交付要綱(2000年) | | | 通所訓 練事業 | | 7,587 (5,433) | 1 (1) | 【運営費】 ・都基準に準ずる | | |
| 板橋区 | 荒川区精神障害者共同 作業所通所訓練事業等 補助金交付要綱(1986 年) | | 精神障害者 | 共同作業所 | なし | 54,798 (71,255) | 3 (5) | 【運営費】 ・都基準に準ずる | | |
| | 板橋区知的障害者授産 指導事業補助金交付要 綱(1995年) | 障害者 福祉課 | 知的障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 114,472 (114,016) | 4 (4) | 【運営費】 (4) A 利用者8~14人 職員1人(補助1人) 予算範囲内で区長が定める ・B 利用者15~19人 職員1人(補助2人) 予算範囲内で区長が定める 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・行草費:1人年額 67千円 ・施設整備費、設備整備費:区で直接執行 ・賠償保険補助:1人あたり 4,040円 ・給食費:1食352円 ・事務管理費:月額40千円 ・こみ処理手数料:120千円 ・電話料:96千円 ・健康管理費:8千円 【運営費】 ・財政状況に応じて定める | | |
| 練馬区 | 板橋区心身障害者(児)通 所訓練事業補助金交付 要綱(1995年) | | | 障害者団体 | | 23,754 (41,544) | 2 (3) | | | |
| | 板橋区精神障害者共同 作業所通所訓練事業運 営費等補助金交付要綱 (1983年) | 保健所 予防対策課 | 精神障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 53,182 (88,836) | 1 (0) | 2 (7) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人以上 年額 16,564千円 ・B 職員2人 利用者10人以上 年額 10,905千円 【運営費その他】 ・保証金(新規開設時のみ):保証金の2/3(上限200万円) ・法定福利費:Aのみ 2,531,946円(事業主負担分) ・作業所借上費:実費 ※以下は全て都基準 ・相談員加算 ・交通費 ・行草費 ・健康管理費 ・保険加入料 ・受注開拓費 ・開設準備費 | |
| 練馬区 | 練馬区心身障害者(児)通 所訓練事業運営費補助 金交付要綱(1981年) | 保健福祉部 障害者課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | なし | 288,975 (292,100) | 9 (10) | 2 (2) | 【運営費】 (2) A 利用者10人以下 月額105,263円 ・B 利用者11人以上 月額96,698円(30人限度) ・年度加算:1人あたり月額 21,258円(4人以上のとき加算) ・特例加算(調整率)0.96(基本経費および年度加算を4%減額) 【運営費その他】 ・利用者交通費、家賃補助:実費(家賃補助は上限年4,200千円 月額上限350千円) ・賠償保険補助:30人以下 12,870円、31人以上 17,050円 【運営費】 (17) ・定員30人 年額27,014千円 ・定員25人 年額22,512千円 ・定員20人 年額18,760千円 ・定員19人 年額17,822千円 ・定員14人 年額14,434千円 ・定員10人 年額10,310千円 ・定員9人 年額10,125千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費、家賃:実費 * 月額350千円を限度 ・開設準備費:区費が相当と認められた額 | |
| | 練馬区精神障害者回遊型 通所訓練事業運営費補 助金交付要綱(1981年) | | | 作業所 | 基準額改定 | 356,285 (383,108) | 0 (0) | 17 (17) | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年6月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主幹部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) 区単(設置型) 都補助適用 | 算定基準 | |
|------|---|----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------------------|-------------------------------------|---|-------|
| | | | | | | | | 区単(設置型) | 都補助適用 |
| 足立区 | 足立区心身障害者福祉 作業施設運営助成要綱 (1982年) | 福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 | 手をつなぐ 親の会 | なし | 139,374 (150,932) | 6 (7) | [運営費] ・都基準に準ずる | |
| | 足立区心身障害者通所 訓練事業施設運営助成要綱 (1982年) | 保健所 健康推進課 | 身体障害者 | 肢体不自由児 者父母の会 | なし | 37,128 (39,200) | 1 (1) | [運営費] ・職員5人 利用者21人 週5日 | |
| | 足立区精神障害者通所 訓練事業施設運営助成要綱 (1982年) | 保健所 健康推進課 | 精神障害者 | 作業所運営 団体 | なし | 225,396 (223,240) | 13 (13) | [運営費] ・A 職員3人 利用者15人 週5日 16,584千円 ・B 職員2人 利用者10人 週5日 10,905千円 ・C 職員1人 利用者6人 週5日 6,981千円 ・相談員加算:928千円 [運営費その他] ・利用者交通費:実費 行事費:103千円 健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・保険加入費:11,700円 受注開拓費:32,200円 家賃補助:実費の9/10 | |
| 葛飾区 | 社会福祉法人手をつなぐ 福祉会[しょうぶ福祉作業 所]運営費補助実施要綱 (2002年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 121,596 (112,680) | 6 (6) | [運営費] ・人件費:区独自基準による(中軽度利用者7人:職員1人 重症3人:職員1人) ・重症加算:利用者3人に対し、職員1人配置 [運営費その他] ・事務諸費:225千円 ・利用者被服費:1人あたり 3千円 ・行事費:1人あたり 1千円×3回+103千円 ・バス借上宿泊訓練費:250千円 ・健康管理費:1人あたり 1,030円 ・賠償責任保険加入費:30人未満 12,870円 30人以上 17,050円 ・受注開拓費:32,200円 ・給食補助費:1人1食 200円 ・講師謝礼:月額 5千円 ・利用者交通費:実費 ・施設借上費:月額 400千円(限度) ・施設修繕費:主管課と協議の上決定 ・光熱水費:4千円×施設面積 ・車両費:1台 400千円以内 ・駐車場代:月額 80千円/限度 | |
| | 葛飾区心身障害者通所 授産事業運営費補助要綱 (1980年) | 保健福祉部 健康推進課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 20,633 (20,145) | 1 (1) | [運営費] ・A 職員3人 利用者15人 年額 12,892千円 ・B 職員2人 利用者10人 年額 8,998千円 ・C 職員1人 利用者6人 年額 5,304千円 ・相談員加算:928千円 [運営費その他] ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・家賃補助:区長が認める額 ・受注開拓費:32,200円 交通費:実費 光熱水費:面積×4千円 ・開設準備費:515千円 行事費:103千円 賠償保険補助:11,700円 ・行事費加算:平均通所者×6,390円×12 | |
| | 葛飾区精神障害者共同 作業所訓練事業運営等 補助金交付要綱(1991 年) | 保健所 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 49,187 (56,045) | 3 (4) | [運営費] ・A 職員3人 利用者15人 年額 12,892千円 ・B 職員2人 利用者10人 年額 8,998千円 ・C 職員1人 利用者6人 年額 5,304千円 ・相談員加算:928千円 [運営費その他] ・健康管理費:職員+利用者1人あたり 2千円 ・家賃補助:区長が認める額 ・受注開拓費:32,200円 交通費:実費 光熱水費:面積×4千円 ・開設準備費:515千円 行事費:103千円 賠償保険補助:11,700円 ・行事費加算:平均通所者×6,390円×12 | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 特別区名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度からの 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | | 算定基準 |
|------|----------------------------------|-------------------|----------------|-----|----------------|------------------------------|--------------------|----------|--|
| | | | | | | | 区画(設置数) | 区域(設置数) | |
| 江戸川区 | 江戸川区心身障害者福祉作業所運営費助成要綱(2001年) | 福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 | 基準額改定 | 193,452 (180,856) | 2 (2) | 9 (9) | 【運営費】 ・A 職員3人 利用者15人以上 週5日 年額 12,131千円 ・B 職員2人 利用者8人以上 週5日 年額 7,281千円 ・施設基本経費:2,400千円 利用者への身体介護に要する経費が特に必要と認められる作業所に8~14人の場合5,800千円、15人以上の場合8,400千円を加算する ・重度加算:8人以上 1,700千円、4人以上850千円 【運営費その他】 ・行事費:103千円・利用者交通費:実費 ・賠償責任保険加入費:12,870円 ・健康管理費:職員+利用者1人あたり1,030円 ・受注開拓費:32,200円 ・家賃補助:月額 200千円(限度) |
| | 江戸川区精神障害者通所訓練事業運営費補助金交付要綱(1985年) | 保健所 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所 | なし | 137,402 (132,982) | 1 (1) | 5 (5) | 【運営費】 (5) ・都基準に準ずる 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費 ・備品購入費・駐車場料金1台分 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 事業名 補助金取組施行年 | 主管部署課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位:千円 | 対象の所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------|-------------------------------|-------------------|--|
| 北海道 | 障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2002年) | 保健福祉部 障害者保健福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 道:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | なし | 49,128 (18,977) | 6 (4) | (国庫基準額以外に以下を補助) (4)・活動支援特別対策事業費:年額 500千円 ・特別指導費加算:1人あたり年額 96千円(身体手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級保持者) |
| 青森県 | 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(2003年) | 保健福祉部 保健対策課 | 精神障害者 | 市町村 道:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 新規施設 | 23,676 (12,373) | 3 (2) | (国庫基準額以外に以下を補助) (2)・活動支援特別対策事業費:年額 500千円 ・特別指導費加算:1人あたり年額 96千円(身体手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級保持者) |
| 岩手県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 宮城県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害保健福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 香川県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 秋田県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 山形県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 福島県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 自立支援領域 障害者支援グループ | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 茨城県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 栃木県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| 群馬県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 健康増進課 | 精神障害者 | | | | | |
| | | 保健福祉部 障害保健課 保健予防課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象カ所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|--|--------------------------|----------------|--------------------------------------|---------------|------------------------------|-------------------|---|
| 埼玉県 | 埼玉県心身障害者小規模 通所授産施設運営費補助 金交付要綱(2001年) | 健康福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | | 56,501 (41,403) | 5 (6) | ※下記(心身障害者地域ケア事業実施要綱)に基づく運営費から国庫基準額を引いた差額分を補助 ・重度者:1人月額99,600円 ・その他の者:1人月額53,100円 |
| 千葉県 | 単独の補助金制度はなし | | 精神障害者 | | | | | |
| 東京都 | 小規模通所授産施設専業 運営費補助金交付要綱 (2001年) | 健康福祉部 障害者福祉課 在宅福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 区市町村 都:2/3 区市町村:1/3 (国基準以外) | 要綱改定 | 1,153,332 (575,946) | 99 (99) | (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・基本経費(10人規模):1人あたり月額105,370円×補助対象人数×12カ月 ・基本経費(11~19人規模):1人あたり月額96,758円×補助対象人数×12カ月 ・運営費加算A(重度加算、重度者4人以上に適用):1人あたり月額21,258円×補助対象人数×12カ月 ・運営費加算B(交通費等):1人あたり定額(年間)×補助対象人数 ・施設整備費:設置者負担分1/4のうち、1/2を都が補助 ・設備整備費:設置者負担分1/4のうち、1/2を都が補助 (但し、2003年度まで) |
| 神奈川県 | 東京都精神障害者社会復 帰施設運営費等補助金交 付要綱(2001年) | 医療ケア部 精神保健 福祉課 | 精神障害者 | 区市町村 都:2/3 区市町村:1/3 (国基準以外) | 要綱改定 | 942,383 (352,236) | 67 (41) | (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・事業費(定員10人以上、常勤職員2人の場合):月額1,044,990円×対象月数 ・事業費(定員15人以上、常勤職員3人の場合):月額1,537,570円×対象月数 ・交通費:実費 |
| 新潟県 | 単独の補助金制度はなし | 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| 新潟県 | 新潟県精神障害者小規模 通所授産施設運営費補 助金交付要綱(2003年) | 衛生部 保健予防課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 要綱改定 | 2,713 (1,499) | 11 (4) | (国庫基準額以外に以下を補助、ただし施設あたりの補助上限額:A 年852千円、B 年152千円) ・家賃:耐火(準耐火)建築物へ移転または基準設備を追加設置した場合の賃借料の差額:年額 1,369千円 ・職員研修費:年額 150千円 ・精神科医顧問料:年額576千円 ・会計士顧問料:年額160千円 ※A、Bは、小規模通所授産施設移行前の作業区分 |

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

| 都道府県名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助費 | 前年度から 重要事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位:千円 | 対象外所数 (前年度決算額) | 算定基準 |
|-------|--|---|-------------------------|------------------------------------|---------------|-------------------------------|-------------------|--|
| 富山県 | 小規模通所授産施設運営 事業補助金交付要綱 (2003年) | 厚生部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | | 2,500 (2,000) | 5 (4) | (国庫基準額以外に以下を補助) -開設準備費:1,000千円(国庫額) |
| 石川県 | 単独の補助金制度なし | 厚生部 健康課 | 精神障害者 | | | | | |
| 福井県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 山梨県 | 単独の補助金制度なし | 福祉環境部 障害福祉課 福祉環境部 健康増進課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 長野県 | 単独の補助金制度なし | 社会部 障害福祉課 衛生部 保健予防課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 岐阜県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉 環境部 障害福祉課 保健福祉 環境部 保健医療課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 静岡県 | 障害者小規模通所授産施設 運営費補助金交付要綱 (小規模通所授産施設運 営強化事業)(2003年) | 健康福祉部 障害者支援 総室 健康福祉部 障害者支援 総室 保健福祉 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 新設 | 8,250 | 11 | (国庫基準額以外に以下を補助) -移行推進(法定化):1施設,500千円(初年度) |
| 愛知県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

| 都道府県名 | 支庁名 | 支庁補助金要綱施行年 | 主官部局課 | 対象となる障害者 | 交付先補助率 | 初年度から変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象の施設 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|-----|---|--------------------------------|-------------------------|------------------------------------|-----------|------------------------------|-------------------|--|
| 三重県 | | 単独の補助金制度はなし | 障害福祉課 チーム | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 滋賀県 | | 障害者小規模通所授産施設 施設運営補助金交付要綱 (2001年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 基準額改定 | 50,997 (11,026) | 5 (2) | (以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助 ・基本型:1人あたり月額95千円×補助対象人数×12カ月・管理費:年額1,000千円・職員研究活動促進費:年額120千円 ・事業所型(10人):月額970千円+管理費年額1,000千円+職員研究活動促進費:年額120千円 (11人~13人):月額1,261千円+管理費年額1,000千円+職員研究活動促進費:年額120千円 (14人~16人):月額1,552千円+管理費年額1,000千円+職員研究活動促進費:年額120千円 (17人以上):月額1,843千円+管理費年額1,000千円+職員研究活動促進費:年額120千円 ・創作・軽作業型:1人あたり月額144千円×補助対象人数×12カ月+管理費年額1,000千円 ・職員研究活動促進費:年額120千円 |
| 京都府 | | 精神障害者小規模通所授産施設 施設運営補助金交付要綱(2002年) | 健康福祉部 健康対策課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 新規 | 26,280 (6,167) | 2 (1) | (以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助 ・基本型:1人あたり月額95千円×補助対象人数×12カ月 ・管理費:年額1,000千円 ・職員研究活動促進費:年額120千円 |
| 京都府 | | 京都府障害者小規模通所授産施設 施設投入所訓練事業費補助金交付要綱(2001年) | 保健福祉部 障害者保健福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 市町村 府:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | 基準額改定 | 105,049 (74,599) | 8 (7) | (京都府障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱による補助金額と国庫基準額との差額を乗せ補助) ・通所訓練加算補助事業:1カ所あたり年額1,100千円 ※京都府障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱(1976年) ・基本型:1人あたり月額63千円×補助対象人数×12月・管理費:年額1,000千円・職能技術者分:年額600千円 ・企業実習分:年額80千円(上限) ・重症加算:1人あたり月額15,500円×12カ月 |
| 大阪府 | | 大阪府小規模通所授産施設 施設運営補助金交付要綱(2001年) | 健康福祉部 障害者保健福祉課 福祉就業支援課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 市町村 府:1/2 市町村:1/2 (国基準以外) | | 385,688 (87,908) | 42 (13) | (以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助 ・利用者15人以上:年額14,300千円 利用者10人~14人:年額11,000千円 |
| 兵庫県 | | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 福祉生活部 福祉局 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | 78,788 (24,750) | 48 (15) | (以下)の補助額と国庫基準額との差額を補助 ・基準額:1施設あたり月額916,660円×対象月数 ・加算額:1施設あたり年額3,300千円(利用者15人以上) |
| 奈良県 | | 単独の補助金制度なし | 福祉部 障害福祉課 福祉課 健康増進課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 取組名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象カ所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|-----------------|---|-------------------------|------------|---------------|------------------------------|-------------------|------|
| 和歌山県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| 鳥取県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 | 精神障害者 | | | | | |
| 鳥根県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 岡山県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 健康対策課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 広島県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 知的障害者 福祉室 福祉保健部 保健対策室 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 山口県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 健康増進課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 徳島県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 健康増進課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 香川県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 愛媛県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 高知県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 障害福祉課 保健対策課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 都道府県 | 支庁名 | 補助金要綱施行年 | 主管部署 | 対象となる障害者 | 交付率補助率 | 前年度から変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象の所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|------|------------|--|-------------------------|----------|--------|-----------|------------------------------|-------------------|------|
| 福岡県 | 福岡県 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 佐賀県 | 佐賀県 | 単独の補助金制度なし | 厚生部 長寿社会課 障害福祉室 健康増進課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 長崎県 | 長崎県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 熊本県 | 熊本県 | 単独の補助金制度なし | 健康福祉部 知的障害 福祉課 健康福祉部 精神保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 大分県 | 大分県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 福祉保健部 健康対策課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 宮崎県 | 宮崎県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 鹿児島県 | 鹿児島県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 保健福祉課 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |
| 沖縄県 | 沖縄県 | 単独の補助金制度なし | 福祉保健部 障害保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模通所授産施設】別表

(2003年8月1日現在)

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象力所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|--|---|-------------------------|---------------------------|---------------|---|-------------------|---|
| 札幌市 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉局 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 仙台市 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉局 障害福祉部 障害企画課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| さいたま市 | さいたま市心身障害者小規模 通所授産施設運営費補助 金交付要綱(2002年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 事業所 市:全額 (国基準以外) | なし | 152,157 (94,365) | 10 (6) | (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・基準額:(補助区分ごと) A:利用者3人~5人 年額3,755千円 B:利用者6人~10人 年額7,510千円 C:利用者11人~15人 年額11,265千円 D:利用者16人以上 年額15,019千円 (補助対象者ごと) 1人あたり50千円 ・家賃補助:月額5万円 |
| さいたま市 | さいたま市心身障害者小規模 通所授産施設補助金 交付要綱(2003年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 事業所へ直接 市:全額 (国基準以外) | 要綱新設 | 15,392 (15,392) | 1 (1) | (さいたま市心身障害者地域ケア事業実施要綱に基づき運営費から国庫基準額を引いた差額を補助) ・処遇改善費:市内施設利用者 月額20千円 市外施設利用者 月額20千円 ・賃借費:月額200千円(限度) |
| 千葉市 | 単独の補助金制度なし | | 精神障害者 | | | | | |
| 千葉市 | 単独の補助金制度なし | 保健福祉局 保健福祉部 推進部 障害保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | | | | | |
| 川崎市 | 川崎市障害者地域作業所 指導事業補助要綱(1982 年) ※小規模通所授産施設に 対する加算制度創設: 2002年 | 健康福祉局 障害福祉部 福祉部 障害福祉課 (身体) 障害福祉課 (知的) | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 (国基準以外) | なし | 413,007 (413,007) ※小規模作業所に 対する補助者心 | 5 (3) | (以下の補助額と国庫基準額との差額を補助) ・障害者地域作業所運営費補助金 A:利用者20人以上 年額13,760千円 B:利用者15人~19人 年額11,060千円 C:利用者10人~14人 年額9,860千円 ・小規模通所授産施設特別加算:年額2,750千円 ・運賃加算:利用者1人あたり月額10千円 ・通所授産費補助金:年額240千円 ・家賃等賃借料補助金:実費×1/2×12カ月または216千円×1/2×12カ月(上限:年額1,296千円) ・新規設置費補助金:2,100千円(指導事業開始時のみ) |
| | 単独の補助金制度なし | 健康福祉局 障害保健 福祉部 精神保健課 | 精神障害者 | | | | | |